

巻頭言

気候変動対策としての建設技術の役割

藤 倉 良



気候変動対策には「緩和」と「適応」がある。

前者は大気中の温室効果ガスを削減する取り組みであり、後者は変化した気候に社会や自然を適応させる対策を指す。緩和と適応は気候変動対策の両輪であるが、1992年に気候変動枠組条約が採択された当時は、対策といえば主に緩和を意味していた。緩和こそが気候変動対策の本質であり、適応は緩和の手を抜くための言い訳にすぎないと考える人さえいた。

1997年に採択された京都議定書に基づき、日本は温室効果ガスを1990年比で6%削減する目標を掲げ、法制度を整備して取り組んだ。実際にはエネルギー起源の二酸化炭素排出量は約束期間(2008年～2012年)において6.7%増加してしまったが、森林吸収や国際クレジットの購入などの「京都メカニズム」を活用することで、最終的には8.3%削減したとみなすことができ、公約を達成できた。

今も、気候変動対策といえば緩和に結びつけられる傾向が強いのではないだろうか。日本では、公害対策や廃棄物対策の経験もあり、環境対策といえば「環境から悪いものを取り除く」作業が連想されがちだからかもしれない。環境省が毎年度取りまとめて公表している地球温暖化対策関係予算案には1兆円を超える項目が記載されているが、すべて緩和の予算である。もちろん、かつては「低炭素社会」と呼ばれていた目標は「脱炭素社会」へと変わり、2050年のカーボンニュートラル達成に向けてその重要性は一層高まっている。緩和の取り組みは今後も不可欠である。

しかし、適応の重要性も忘れてはならない。

緩和と異なり、適応が分かりにくいのは、気候変動の影響があらゆる分野に及ぶため、「何が適応策なのか」が明確でないからである。気候変動適応法に基づき、2021年に閣議決定(2023年一部変更)された「気候変動適応計画」では、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7分野にわたり、30の大項目・56の小項目について検討がなされ、140ページの文書が作成された。しかし、どこまでが既存の事業で、どこからが適応策なのかを判断することは容易ではない。

その一方で、異常気象が常態化し、被害が広がりと

つある。ゲリラ豪雨や線状降水帯といった、かつて馴染みのなかった異常気象に関する用語が頻繁に聞かれるようになった。米どころでは、高温による米の品質低下が懸念されている。冬の寒さで死滅していた熱帯由来の害虫が越冬するようになった。最近では2025年2月から3月にかけて岩手県大船渡市で平成以降最大規模の山火事が発生し、被害が広がった。海外に目を向けても、干ばつや山火事による大規模な被害が生じている一方で、乾燥地域での豪雨や洪水も増えている。これらの現象すべてが気候変動によるものか否かは明確ではないが、同様の被害が今後も拡大する可能性は高い。

インフラが脆弱な開発途上国は、異常気象の影響をより受けやすい。2022年6月から8月にかけてパキスタンで断続的に降り続いた豪雨は大洪水を引き起こし、同年11月までに1,739人が死亡、3,300万人が被災し、230万戸の家屋が損壊した。開発途上国は、先進国が引き起こしたとされる気候変動によって被った「損失と損害(ロス・アンド・ダメージ)」に対する経済的補償の要求を強めている。

その結果、2022年11月にエジプト・シャルムエルシェイクで開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP27)では、損失と損害に対応するための基金設立が合意された。さらに、2024年11月にアゼルバイジャン・バクーで開催されたCOP29では、先進国が発展途上国向けに拠出する「気候資金」の増額が合意され、2035年までに年間3,000億ドル(約46兆4,000億円)へと引き上げられることとなった。

しかし、増加が懸念される災害に対処するためには、資金だけでは不十分であり、技術が欠かせないことは言うまでもない。

日本は台風、地震、火山噴火など、さまざまな自然災害を乗り越えてきた歴史を持つ。その過程で培われた防災や災害復旧の技術と経験の蓄積は日本の強みである。今こそ、日本が世界で、とりわけ開発途上地域でレジリエンス社会を実現するために貢献する機会ではないだろうか。